

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する
法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者
等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年6月17日

大分地方法務局竹田支局 登記官 畠 田 悟

記

	手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1	第3204-2024-0005号	竹田市大字竹田字奥ノ谷2276番
2	第3204-2024-0017号	竹田市大字次倉字高須4455番